

遺言信託

遺言は家族への優しい思いやり



こんな方に遺言書の作成をおすすめします

「遺言はあなたの愛のメッセージ」

“争族”を未然に防止したい

- 配偶者や子供達にそれぞれの遺産の分け方を決めておいてやりたい。
- 夫婦に子供がないので、全財産を配偶者に相続させたい。
- 先妻の子供と後妻の間で、争いが生じないようにしておきたい。
- 配偶者が生涯安心して自宅に住めるように、自宅は配偶者に相続させたい。

実情に合わせて合理的な遺産分割をしたい

- 事業や家業を長男に継がせるために、長男の相続分を多くしたい。
- 老後の世話をしてくれる子供に多く相続させたい。
- 障害のある子供の生活設計をしておいてやりたい。
- 主たる財産が自宅であるため、法定相続分で分けるのが難しい。

相続人以外の方に遺贈したい

- 可愛い孫にも財産を残してやりたい。
- 世話になっている息子の嫁にも遺産を分けたい。
- 菩提寺に永代供養を頼みたい。
- 社会貢献のため、金融資産の一部を奨学資金等として寄付したい。
- 相続人がいないので、お世話になった人達に遺産を分けたい。

配偶者や子供達の負担を軽減してあげたい

- 遺産分割協議の苦勞を軽減してあげたい。
- 煩雑な相続手続きを軽減してあげたい。

遺言は「遺書」ではありません。家族への優しい思いやりです。

タレント等専門スタッフが親身になって承ります。

手数料等 (平成22年4月1日現在)

① お申込時

特別コース基本手数料 315,000円

※別途、公正証書作成費用、戸籍謄本等取寄せに関する費用が必要になります。

② 遺言書保管中

遺言書保管料 毎年10,500円

※後納ですが、契約初年度ならびに解約時等の手数料は、契約日または解約日等の属する月を1か月としてその月を含めて月割計算します。

※遺言書を変更される場合は以下の手数料が必要です。

遺言信託変更手数料 52,500円

③ 遺言執行時

遺言執行報酬

相続・遺贈財産に係る住友信託銀行所定の相続財産評価額(消極財産控除前)に対し、A、Bの計算を行った合計額とします。

A) 住友信託銀行および代理店とご契約中の預金・信託商品、窓口販売による投資信託・国債・保険商品等に対して 0.315%

B) 上記A以外の財産に対して

5,000万円以下の部分 2.1%

5,000万円超1億円以下の部分 1.575%

1億円超2億円以下の部分 1.05%

2億円超5億円以下の部分 0.735%

5億円超10億円以下の部分 0.63%

10億円超の部分 0.525%

(すべて消費税等込)

※遺言執行報酬の最低報酬額は上記算式に関わらず105万円(消費税等込)といたします。

※遺言執行に際し、特別の手続きを要する場合は、規定の報酬額以外に別途特別執行報酬をいただく場合があります。(例:海外に相続人がいる場合の海外渡航費用等)

◆その他諸費用

以下の費用をはじめ遺言執行に必要な実費はお客さまのご負担になります。

● 不動産登記に関する登録免許税や司法書士手数料

● 戸籍謄本、固定資産税評価証明書等取寄せ費用

● 預貯金等残高証明書等発行手数料

● 鑑定評価手数料

● 不動産売却手数料

※準確定申告、相続税申告等にかかる税理士報酬等が必要な場合があります。